



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

121 道路の区域変更	(道路保全課)..... 1
122 道路の供用開始	(")..... 1

告 示

和歌山県告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年2月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 楠本小川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
有田郡有田川町大字小川字下新田906番地先から同町大字小川字下新田779番地先まで	旧	11.75 } 30.02	508.26	
同上	新	11.75 } 30.22	508.26	新吉田橋 L=51.00

和歌山県告示第122号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年2月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 楠本小川線

供用開始の区間 有田郡有田川町大字小川字下新田906番地先から同町大字小川字下新田779番地先まで

供用開始の期日 平成24年2月17日